

日本外交文書

大正八年 第二冊 上卷

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編集してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 对中国関係事項

(三) 主として欧洲大戰関係、ワシントン會議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編集に当って原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、特別の場合を除いては当用漢字の新字体を用いて差支えないこととした。

五、大正八年の本書は同年中に展開された中国関係事項についての文書を編集したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また欧洲大戰関係の文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一	中国南北和平会議ニ関スル件	一
二	中国改革借款一件	二六
三	对中国新借款団組織ニ関シ米國提議ノ件	二九
四	中国ヘノ兵器供給ニ関スル件	三三
五	南潯鉄道ニ関スル件	四七
六	四洮鉄道關係一件	四八
七	中国米輸入交渉ニ関スル件	五二
八	中国鉄道國際管理問題一件	六五

(以上上卷)

九 对中国借款善後策ニ関スル件

一 参戦借款関係

二 吉会鉄道借款関係

三 滿蒙四鉄道及山東二鉄道借款關係

四 吉黑森林金銀借款關係

一〇 歐洲戦争ノ際中国及各国間ニ締結ノ条約及契約類公表ノ件

一一 寬城子ニ於テ日中兩國軍隊衝突一件

一二 福州ニ於テ日中兩國軍人衝突一件

一三 中国ノ日貨排斥運動ニ関スル件

一四 中国内政關係雜件

附 滿洲地方動靜

附錄 日本外交文書大正八年第二冊日附索引

(以上下卷)

事項一 中国南北和平會議ニ関スル件

一 一月九日 在上海有吉総領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

孫洪伊ガ林出書記生ニ対シ中国ノ和平統一問

題ニ関シ北方ヲ非難シ日本ガ南北統一ノ為ノ

処置ニ出ズルコトヲ切望スル旨談話ノ件

第五号

本月四日孫洪伊ノ林出ニ語ル処ニ依レバ軍政府ガ推挙セン
トシツアル南方代表者ノ多クハ北方ト相通ジ間諜ノ嫌疑
アルヲ以テ上海議員団ヨリ広東参、衆兩院ニ対シ本月七日
附ヲ以テ南方代表者ハ必ズ国会ノ同意ヲ経ルカ或ハ代表ノ
名義ヲ参贊ト改メ唐紹儀一人ニ全責任ヲ負ハシメ其他ハ代
表ノ職權ヲ取消ス可シトノ公電ヲ発シタリト述ベ昨七日谷
鐘秀、張一鶚、張耀曾等唐紹儀ヲ訪問シ第三者トシテ南北
疏通ノ任ニ当リ度キ希望アリト述ベタルニ唐紹儀ハ(脱)
公ニ開ク可キモノニシテ此間疏通ノ要ナシト答ヘ且諸君ハ
第三者ノ資格ヲ何レヨリ得来リシヤト反問セルニ谷鐘秀等

一 中国南北和平會議ニ関スル件 一

ハ国民ノ資格ヲ以テ第三者タラントスルモノナリト答ヘタ
ルニ唐ハ民国ニテハ民ヲ以テ主トシ国民ハ第一者タリ諸君
ハ第三者トナリ国民ノ価値ヲ失フニ非ズヤト述ベ谷等ハ不
得要領ニテ立去リタリ唐ガ彼等ニ対シ斯クモ無愛想ノ態
度ニ出デシハ彼等ガ北方ノ内意ヲ受ケ南北ノ間ヲ斡旋シ以
テ北方ニ有利ナラシメントスルモノナルガ故ナリト云ヒ又
近来日本ノ有識者多クハ支那和平ノ障害南方ニ在リテ北方
ニ在ラズトナ(脱)如キモ(一)、北方ガ約法上ノ国会ヲ仇敵視
シ法ニ依リ解決スルノ誠意ナク(二)、和平ヲ攪乱セル段祺
瑞、倪嗣冲、張作霖、徐樹錚等ガ今尚兵權ヲ握リ(三)、各督
軍ガ尚各省ニ蟠居シ軍隊已ニ八九十万ニ達シ何レモ軍費ヲ
濫費シ人民ヲ迫害スルヲ事トシツツアリ此上各種ノ和平擾
乱ノ禍根ヲ除カズンバ支那ノ和平ハ斷ジテ不可能ナリ故ニ
日本政府ガ此際以上各種ノ禍根除去ノ意志ヲ以テ各国ト共
ニ第二ノ勧告ヲナシ以テ北方ニ警告ヲ与ヘラレンコト熱望
ニ堪ヘズトシ以上ノ禍根ヲ除去スルハ全ク日本ノ意志次第

一